

○所得税法施行規則第六十三條第五項に規定する保存の方法を定める件

平成十年三月三十一日  
大蔵省告示第三百三十五号

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第五十六條第一項ただし書、第五十八條第一項及び第六十一條第一項の規定に基づき、同規則第五十六條第一項ただし書、第五十八條第一項及び第六十一條第一項（これらの規定を同規則第六十七條において準用する場合を含む。）に規定する記録の方法及び記載事項、取引に関する事項並びに科目を次のように定め、昭和四十二年分の所得税から適用する。

1 所得税法施行規則（以下「規則」という。）第五十八條第一項（取引に関する帳簿及び記載事項）（規則第六十七條（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）に規定する取引に関する事項は、おおむね別表第一各号の表の第一欄に定めるところによる。

2 規則第六十一條第一項（貸借対照表及び損益計算書）（規則第六十七條において準用する場合を含む。）に規定する科目は、おおむね別表第二各号の表の第一欄に定めるところによる。

3 規則第五十六條第一項ただし書（青色申告者の備え付けべき帳簿書類の特例）（規則第六十七條において準用する場合を含む。）に規定する記録の方法及び記載事項は、次に定めるところによる。

- 一 規則第五十六條第一項（規則第六十七條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する青色申告者で同項ただし書の規定の適用を受けるものは、青色申告書を提出することができる年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように、必要な帳簿を備え、その取引を別表第一各号の表の第二欄に定めるところにより、整然と、かつ、明瞭に記録しなければならない。た

だし、所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下「法」という。）第六十七條（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）（法第六十五條第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定の適用を受ける者の事業所得又は不動産所得に係る取引については、別表第一一号又は第二号の表の第三欄に定めるところにより記録することができる。

二 前号の青色申告者は、同号の取引のうち不動産所得、事業所得及び山林所得に係る総収入金額又は必要経費に算入されない収入又は支出を含むものについては、その都度その総収入金額又は必要経費に算入されない金額を除いて記録しなければならない。ただし、その都度区分整理し難いものは、年末において一括して区分整理することができる。

三 第一号の青色申告者（法第二百五條第一項から第三項まで（年中の途中で死亡した場合の確定申告）（これらの規定を法第六十六條（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用がある場合には、法第二百五條第一項の規定による申告書を提出すべき者又は同条第二項若しくは第三項の規定による申告書を提出することができる者）は、毎年十二月三十一日（法第二百五條又は法第二十七條（年の中途中途で出国をする場合の確定申告）（これらの規定を法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、その死亡の日又は出国の時）において、その記録に基づき、別表第二各号の表の第二欄に定める科目に従い、損益計算書を作成しなければならない。